

2006年2月9日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

市税及び県民税（特別徴収に係る現年度分の個人の市県民税及び県民税を除く。）の徴収及び収納並びに滞納処分事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2006年2月9日付けで諮問（第172号）された市税及び県民税（特別徴収に係る現年度分の個人の市県民税及び県民税を除く。）の徴収及び収納並びに滞納処分事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市の情報セキュリティについては、総務省が作成した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、平成14年5月に「藤沢市情報セキュリティポリシー」を策定し、藤沢市が保有する情報資産に関し情報セキュリティ対策を実施してきたが、ガイドラインでは情報システムの設置場所に対する物理的対策として、設置要件の他に入退室管理と監視機能に係る対策を講じることとしており、今回新館3階サーバ室の入退室管理を施錠管理からコンピュータ利用による方法に変更する必要から、藤沢市個人情報保護制度運営審議会への諮問に至った

ものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

生体認証（指紋認証）情報は、入退室制御及び入退室の管理記録として使用し、効率的に情報セキュリティを高めるとともに、情報資産の外部への漏えいが発覚した場合に速やかに原因を特定し、被害の拡大を防ぐ必要から情報システムの設置場所の入退室制御・入退室記録をコンピュータにより保存及び管理する必要がある。

なお、入退室の管理記録はその保存期間を刑事訴訟法第250条第4項に定める時効期間である7年とする。

(3) コンピュータ利用による入退室管理を行う場所及び方法

① 場所 新館3階サーバ室

② 方法 入口扉に指紋による生体認証機器を設置し、また室内入口天井に監視カメラを設置し、職員及びメンテナンス業者等のサーバ室への入退室管理を行う。

(4) 入退室管理におけるコンピュータ処理をする個人情報等

① 個人情報

ア 職員番号

イ 指紋情報

ウ 監視カメラの画像映像

② 付随情報

入退室時刻

(5) 実施時期

2006年3月1日

(6) データ管理について

データ管理については、コンピュータ処理をする職員番号及び指紋情報については当該サーバ室に設置する管理用パソコンで管理保存し、監視カメラの画像情報はIT推進課が管理するコンピュータ室に設置する管理用パソコンで管理を行い、日々の画像データをDVDに記録し、IT推進課のデータ保管庫内の耐火金庫に保管し、保存する。

(7) セキュリティ対策について

藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程を遵守するとともに、新たに「サーバ室の入退室管理に関する要綱」を策定し、個人情報の保護及びセキュリティの安全対策を図る。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものであ

る。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

ア 実施機関の説明によると、本業務の実施に当たり、さらなる情報セキュリティレベルの向上を図る必要から、新館3階サーバ室に新たに指紋による生体認証機器及び監視カメラを設置し、入退室制御及び入退室記録に係る情報をコンピュータ処理によりデータ管理を行うとのことである。

イ 当該サーバ室に指紋による生体認証器を設置するとともに、入退室者及び入退室時間の記録、監視カメラによるモニタリング等により、個人情報の漏えい等の犯罪を未然に防止することができ、また事故や障害が発生した場合には原因を特定し、被害の拡大を防止することができることからコンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

本業務の処理に当たっては、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程を遵守するとともに、「サーバ室の入退室管理に関する要綱」を策定し、個別の実施基準を定めて処理をするため、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上